

公共調達について

平成25年3月

愛媛大学 木下 誠也

プロフィール

- 昭和53年 東京大学大学院修了後、建設省入省九州・中部・近畿地方建設局、(財)国土技術研究センター、河川局、大臣官房、建設経済局等を経て、国土交通省国際建設課長、水資源計画課長、中部地方整備局企画部長、沖縄総合事務局次長、近畿地方整備局長 等として勤務
- (財)ダム水源地環境整備センターを経て、平成22年11月より愛媛大学防災情報研究センター教授 博士(工学)
- そのほか、東京大学および高知工科大学非常勤講師、土木学会建設マネジメント委員会 公共事業執行システム研究小委員長等

目次

- 1 発注者責任を考える
- 2 コンサルタント業務調達の課題
- 3 なぜ世界に例をみない制度になったか
- 4 新たな公共事業調達法に向けた動き



1 発注者(顧客)の思い

- ・工事で手戻りのない設計をしてほしい
- ・全体のコストを最小限に抑えたい
- ・前に良心的に(廉価に)良い仕事をしてくれた業者
- ・実績があって評判も良く信頼できる業者
- ・(継続の場合は)前と同じ業者
- ・(前に無理をお願いした場合など)借りのある業者
- ・後で補修等を頼みやすい業者
- ・事情があったときに多少無理をきいてもらえる業者
- ・発注用の書類作成等の仕事を手伝ってほしい

発注者にとって
随意契約がベスト

発注者に不正がなく公明正大に発注するのであれば
○ 国民にとっても
○ 建設業者にとっても

1 発注者にとって

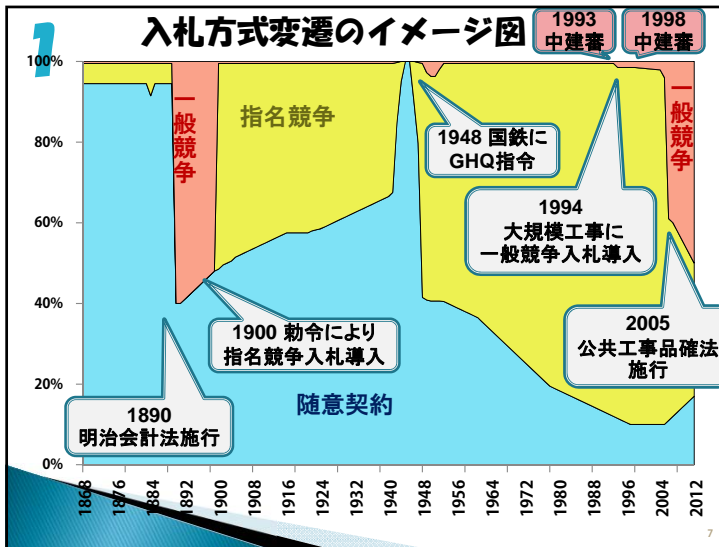
随意契約がベスト

発注者に不正がなく公明正大に発注するのであれば
建設業者にも健全な競争が成立

↓

しかし、公開、競争性、客観性を求める流れ

従業員(終身雇用)や機械を遊ばせておくよりは受注高を確保したい、将来の受注を有利にするために実績を確保しておきたいなどの理由で、過当競争に陥りやすい



1 談合の歴史 (1)

- 1889 明治会計法 参入業者増大、安値受注で手抜き頻発 談合に応じない者への入札妨害多発
- 1894-1895 日清戦争 予定価格の漏洩多発
- 1900 指名競争入札導入 談合金、談合屋が横行
- 1919 大審院判決、談合金の有無にかかわらず詐欺罪の成立を否定
- 1941 刑法改正 「~公正なる価格を書し又は不正の利益を得る目的を以て談合したる者~」 依然として業界団体を中心とした談合
- 1942-1946 戦時特例により、随意契約拡大

1 談合の歴史 (2)

1947 独禁法制定 (談合行為に対する公取委の対応は消極)

1968 大津地裁判決、談合金を伴わない談合を擁護し、談合金を伴う談合については原則として談合罪の規定に該当するとの見解

業界内で、談合金を伴う入札談合は下火になる反面、工事の受注を配分するための入札談合がルール化

1977 独禁法改正、課徴金制度

建設工事の入札談合が相次いで摘発 (1981静岡事件等)

1988- 米国から談合防止の圧力

スーパーゼネコン汚職(1993頃)

1993 中建審 建議、1994年度から大規模工事に一般競争導入

1 談合の歴史 (3)

1998 中建審 建議 官製談合事件続発(1995-2006)

公共工事の品質確保等のための行動指針

2005- 公共工物品質確保法により総合評価方式へ転換

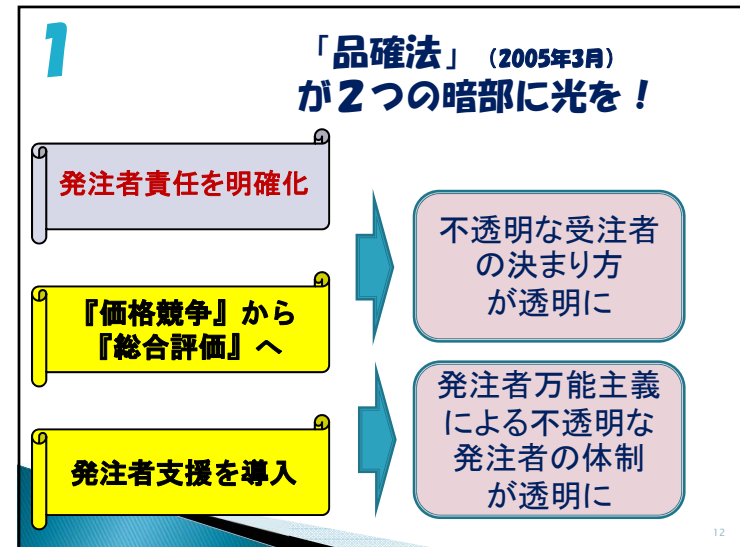
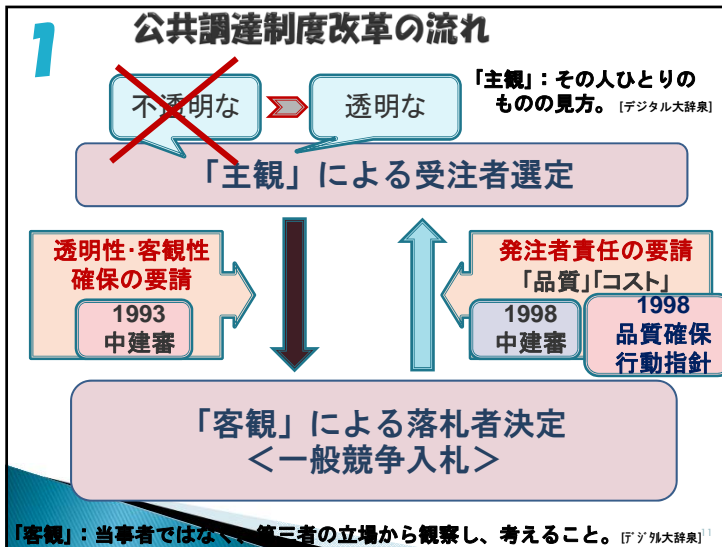
大手ゼネコン「談合決別宣言」(2005.12)

2006.1 独禁法改正強化

ダンピング多発、不調・不落多発

2006 国土交通省、ダンピング対策強化

2010- 土木学会、公共事業調達法案を提案
国会議員、公共調達法制定に向けての動き



1 総合評価落札方式の概要

評価値が最も高い者が落札（予定価格の範囲内）

技術点 = 提案内容により点数を付与

価格 = 応札価格

評価値 = $\frac{\text{技術点}}{\text{価格}}$

入札公告において技術提案を求める内容、技術提案の評価方法を公表

技術提案の提出

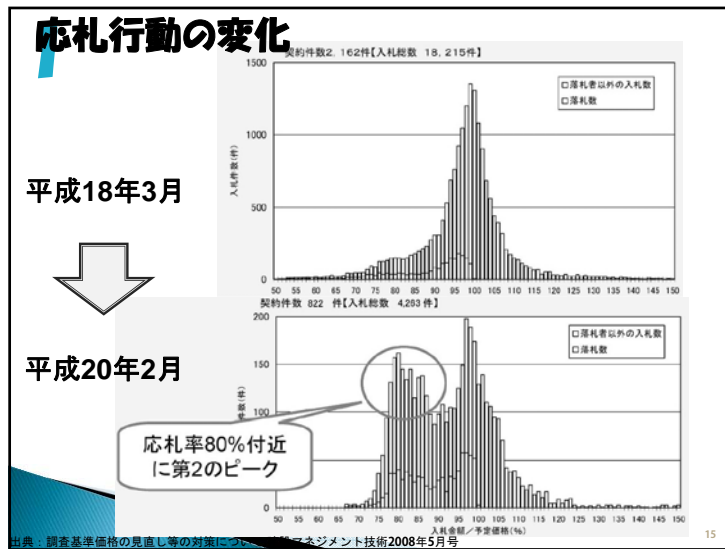
技術提案を審査し技術点を付与

【想定される総合評価の評価項目】

総合的なコスト削減につながる工事	維持管理費・更新費、補償費 など
目的物の機能向上が実現できる工事	性能持続性の向上、耐久性の向上 など
社会的要請に対応した工事	環境の維持（騒音・振動・水質汚濁など）、交通の確保、安全対策、リサイクル

1 総合評価方式の課題

1. 技術提案の点数に差がつかない
2. 調査基準価格直上での価格を強いられる
3. 発注者側・受注者側双方の負担大



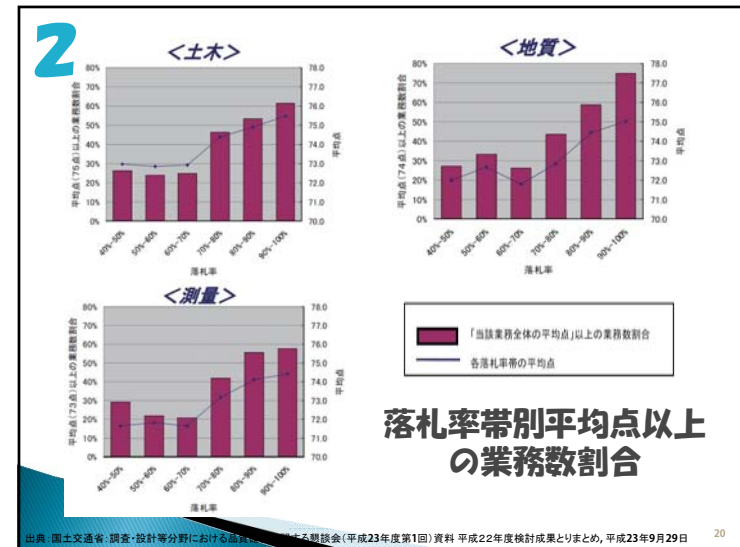
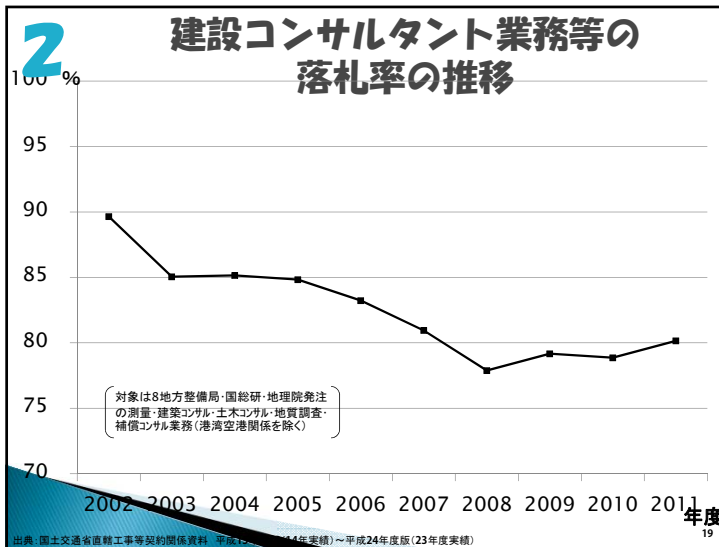
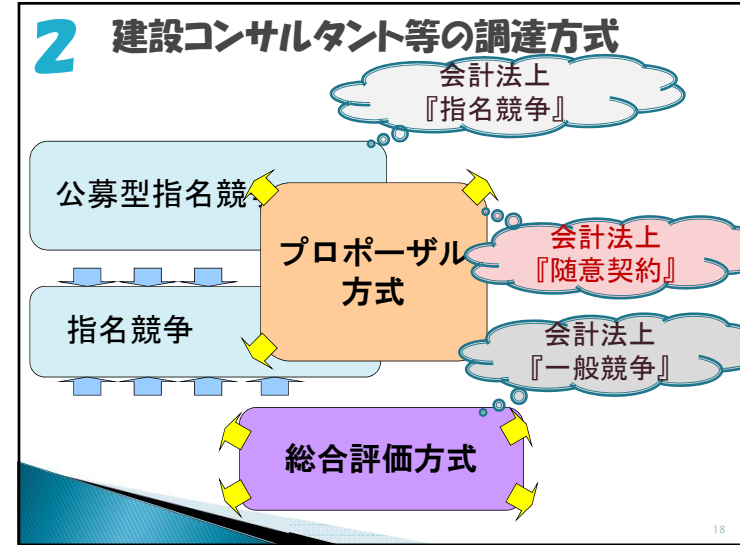
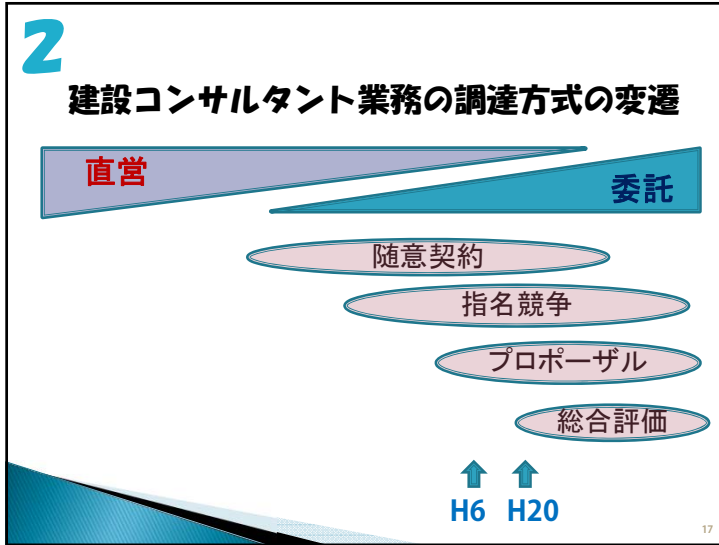
1

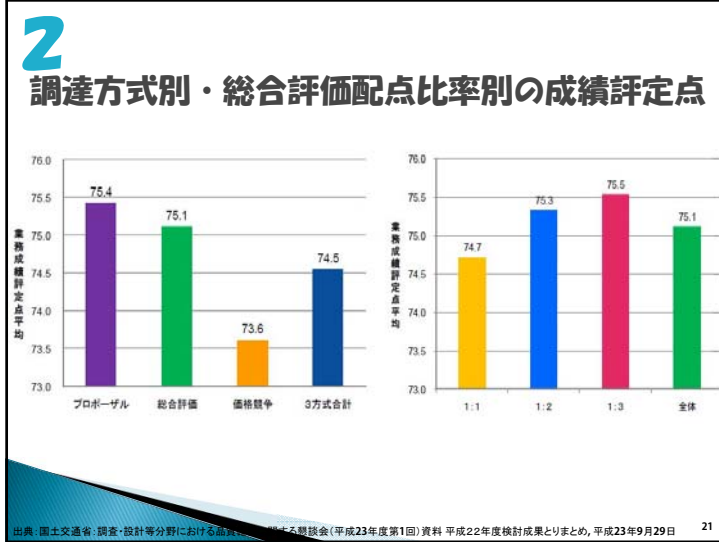
十分機能しない技術競争

歪んだ価格が決まるプロセス

(会計法令の限界)

技術対話(交渉)の導入
予定価格制度の見直しが必要





2 予算決算及び会計令

(昭和22年4月30日勅令第165号、最終改正:平成23年3月31日政令第92号)

第7章 契約

第1節 総則(第68条・第69条)

第2節 一般競争契約

第1款 一般競争参加者の資格(第70条―第93条)

第2款 公告及び競争(第74条―第82条)

第3款 落札者の決定等(第83条―第93条)

第3節 指名競争契約(第94条―第98条)

第4節 随意契約(第99条―第99条の6)

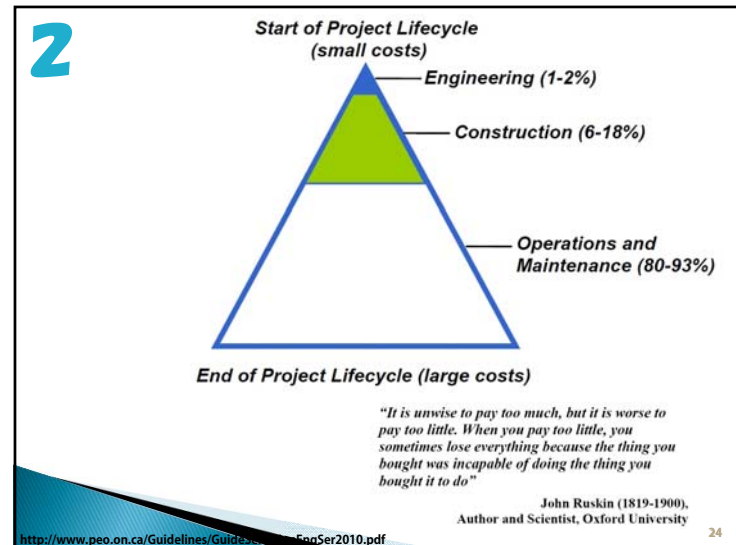
(予定価格の決定) 第99条の5 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第80条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

第5節 契約の締結(第100条―第100条の4)

第6節 契約の履行(第101条―第101条の10)

第7節 雑則(第102条―第102条の5)

- ## 2 コンサルタント選定のための FIDICガイドライン
- (1) QBS方式 (推奨)
 - (2) QBS以外の方式
 - a) QCBS方式 (価格配点0~10%,最大でも20%)
 - b) 目標予算方式 (予算の上限がある場合)
 - c) 設計コンペ方式 (予備設計実費支給)
 - d) 価格交渉方式 (採用することに強く反対)
 - e) 最低価格選定方式 (同上)
 - f) 随意契約方式 (旨く活用すれば便益性高い)



2 Brooks Architect-Engineer Act

§ 542. Congressional declaration of policy

The Congress hereby declares it to be the policy of the Federal Government to publicly announce all requirements for architectural and engineering services, and to negotiate contracts for architectural and engineering services on the basis of demonstrated competence and qualification for the type of professional services required and at fair and reasonable prices.

25

2 アメリカにおける建設コンサルタント調達の流れ



QBS Colorado QBS Flowchartを基に作成 (http://www.qbscolorado.org/pdf/flowchart.pdf)

26

2 EU調達指令による調達方式

- (1) 公開入札
- (2) 制限入札
- (3) 公開式交渉方式
- (4) 非公開式交渉方式
- (5) 設計競技
- (6) 競争的対話方式

落札基準
最低価格または最も経済的に有利

27

2 イギリス：OGCによる品質/価格の配点比率

業務の形態	品質/価格の配点比率
フィージビリティ調査	80/20～90/10
斬新な業務	70/30～85/15
複雑な業務	60/40～80/20
定型的な業務	30/70～60/40
反復業務	10/90～30/70

出典: OGC: EU procurement rules. Introduction to the EU procurement rules, 2008

28

2 フランスの土木設計業務の調達方式の実態

調達方式	件数
公開式提案募集方式	10
制限式提案募集方式	1
公開型競争的交渉方式	5
非公開型非競争交渉方式	2
競争的対話方式	1
不明	2

DgMarket Tenders Worldwide:
<http://www.dgmarket.com/tenders/list.do?enquiry=design-services-for-the-construction-of-civil-engineering-works-in-France-7132200029>

2 ドイツの土木設計業務の調達方式の実態

調達方式	件数
公開式	1
制限式	1
公開型交渉方式	12
非公開型交渉方式	1
不明	1

DgMarket Tenders Worldwide:
<http://www.dgmarket.com/tenders/list.do?enquiry=design-services-for-the-construction-of-civil-engineering-works-in-Germany-7132200030>

2 QBS と QCBS の長所・短所

QBS	QCBS
<p>(長所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受発注者の意思疎通を通じて技術力の活用につながる 業務の質を確保しやすい 業務内容や業務実施体制が明確にするための手間や時間や経費を節約できる 業務の手抜き等が生じにくい 	<p>(短所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務内容について誤解や異なった解釈が生じやすい 建設コストや維持管理コストの増大に繋がる可能性がある 業務内容や業務実施体制を明確にするための手間や時間や経費を要する 手抜き等が生じやすい
<p>(短所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務が高コストとなる可能性がある 不公正な調達となる可能性がある 新規企業が参入しにくい 	<p>(長所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務のコストを縮減できる可能性がある 不公正が生じにくい 新規参入が容易となりやすい

31

- ## 2 建設コンサルタント業務等の調達方式の改革案
- 1 交渉方式を法定化
 - 2 調達方式はQBSを基本
 - 3 QCBSを採用する場合には品質を重視
(価格の配点比率は最大20%)
 - 4 適正な経費、不正防止、新規参入等を可能とする仕組みを構築
- 32

3 なぜ世界に例を見ない制度になったか？

明治以来変わらぬわが国入札契約制度の特徴

- ① 公告して競争を行うこと（一般競争）を原則
- ② 買い入れと売り払いは同じ扱い
- ③ 物品、サービス、工事等の目的物によらず同じ扱い
- ④ 交渉を認めない
- ⑤ 価格の制限（予定価格）を必ず定める
- ⑥ 予定価格は事前に非公表とする
- ⑦ 落札基準は最低価格を原則とする

33

3

1889(明治22)年 会計法
 予定価格の制限のもとで
 一般競争入札の原則

仏国会計法
 伊多利国～
 白耳義国～

1900・M33勅令 指名競争入札導入
 1920・T9 道路工事執行令（～1952・S27）
 1921・T10 会計法改正
 1961・S36 会計法改正
 1994・H6 大規模工事に一般競争入札導入
 2004 EU指令
 2005・H17 品確法により総合評価方式による一般競争入札への転換
 2006イタリア公共調達法
 2006フランス公共調達法典

34

変わらぬ大枠

3 入札契約制度の各国比較（明治会計法制定当時）

	日本 (1889)	フランス (1862)	イタリア (1884)
入札方式	一般競争入札と随意契約 指名競争入札あり		
売買	同じ扱い		
物品、サービス、工事等	同じ扱い 1865公共事業法		
予定価格	必ず定める	定める場合あり	
落札基準	最低価格		

35

3 入札契約制度の各国比較（1970 前後）

	日本 (1961)	フランス (1964)	イタリア (1972)
入札方式	一般競争 指名競争 随意契約	一般又は制限の競争又は提案募集 交渉ほか	一般競争 交渉
売買	同じ扱い	別の扱い	
物品、サービス、工事等	同じ扱い	調達物に応じて多様な方式 1865公共事業法	
予定価格	必ず定める	定める場合あり (一般競争の場合) (競争の方法の一つ)	
落札基準	最低価格 (例外的に総合評価)	最低価格又は最も経済的に有利	

36

3 入札契約制度の各国比較（現在）

	日本 (1961)	フランス (2006)	イタリア (2006)
入札方式	一般競争 指名競争 随意契約	一般又は制限 の提案募集 交渉ほか	一般競争 交渉
売買	同じ扱い	別の扱い	
物品、サービス、工事等	同じ扱い	調達物に応じて多様な方式	
予定価格	必ず定める	なし	
落札基準	最低価格 (例外的に総合評価)	最低価格又は最も経済的に有利	

別に2005公共工事品確法 37

3 入札契約制度の各国比較（現在）

	アメリカ	韓国	台湾
入札方式	封印入札 競争的プロポーザル 交渉方式 ほか	公開競争 制限付競争 指名式競争 交渉契約	公開入札 選択入札 限定入札 (交渉規定あり)
売買	別の扱い		
物品、サービス、工事等	調達物に応じて多様な方式		
予定価格	なし	原則として定め上限とする	
落札基準	政府に 最も有利	最低価格又は最も経済的に有利	

38

3 一般競争入札の原則

日本的建前
実際は、長年にわたって指名競争入札

予定価格制度
双方の利害にかなっていた

価格による落札基準
調整行為により問題が顕在化しなかった

39

3 以上のことから

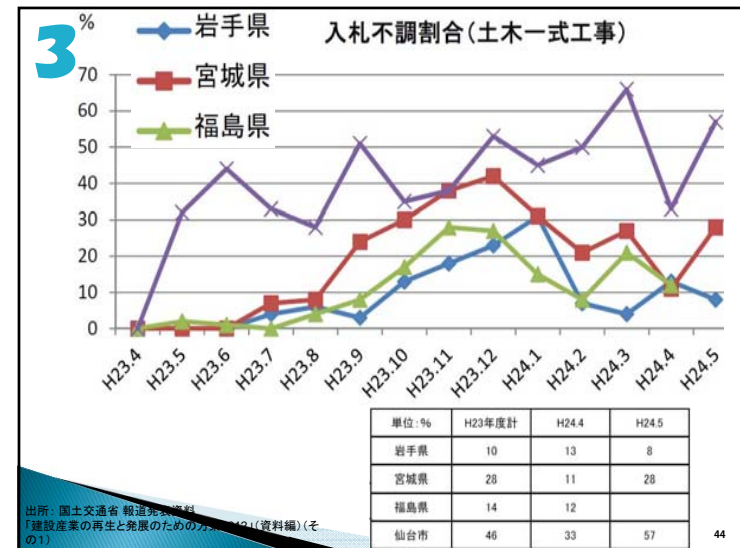
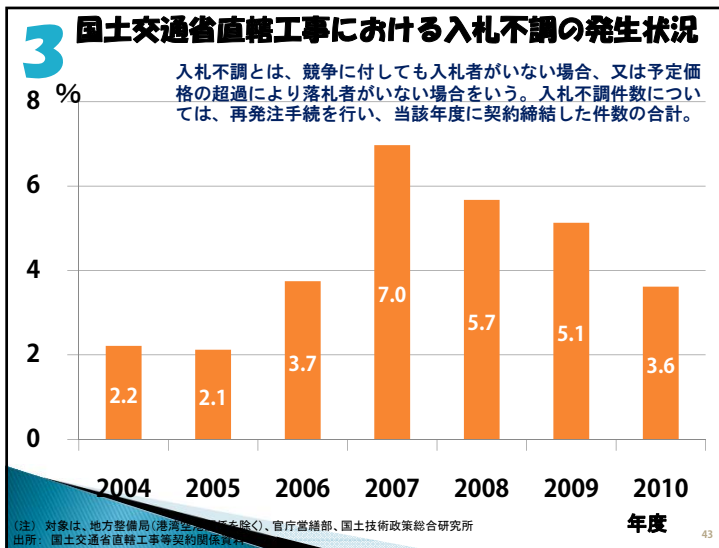
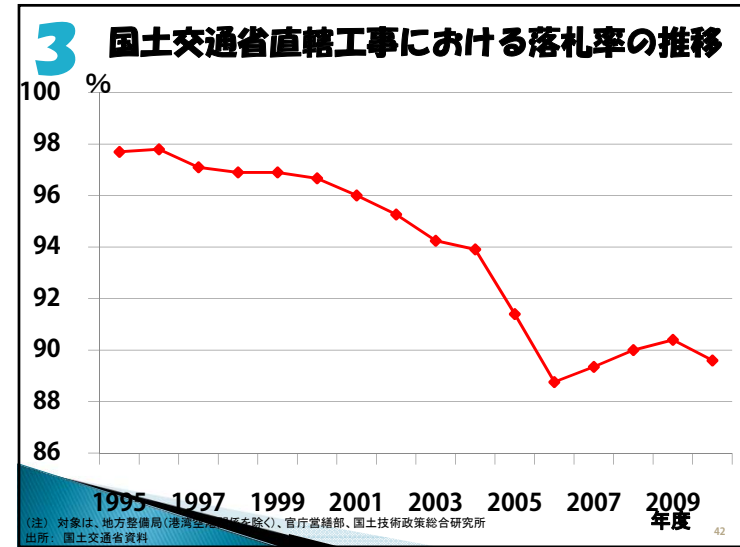
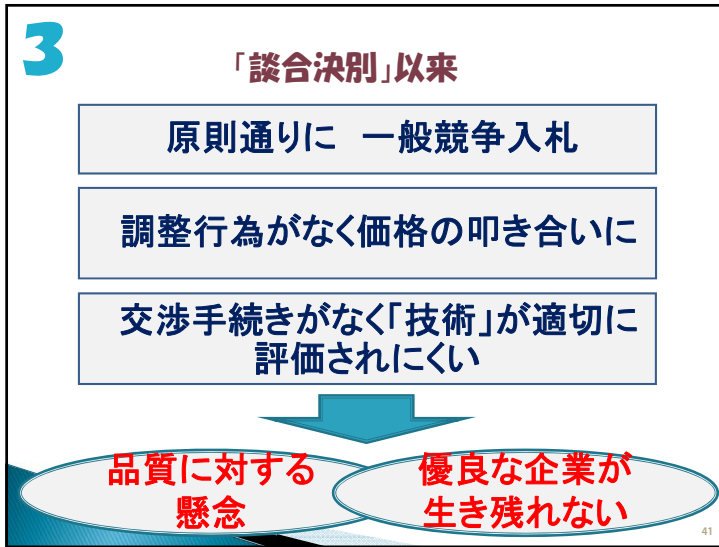
買入れ売払いが基本的に同じ扱い

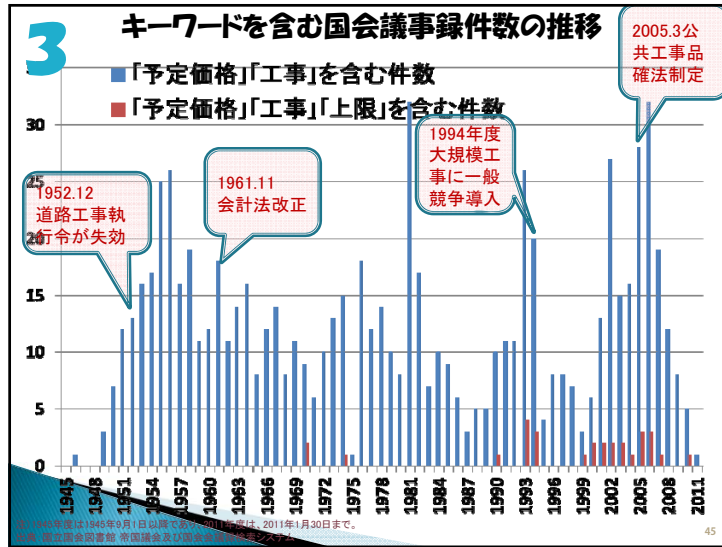
物品、サービス、工事等が同じ扱い

交渉手続きなし

であっても支障なかった

40





4 新たな公共事業調達法に向けた動き

- 2010年7月より、土木学会建設マネジメント委員会「公共事業改革プロジェクト小委員会」開催
 - 2010年12月、超党派の勉強会として「第1回 公共調達適正化研究会」開催
 - 2011年10月、第7回開催、政府に対し法案作成を要請
- 2011年8月、小委員会提言にて「公共事業調達法」提案

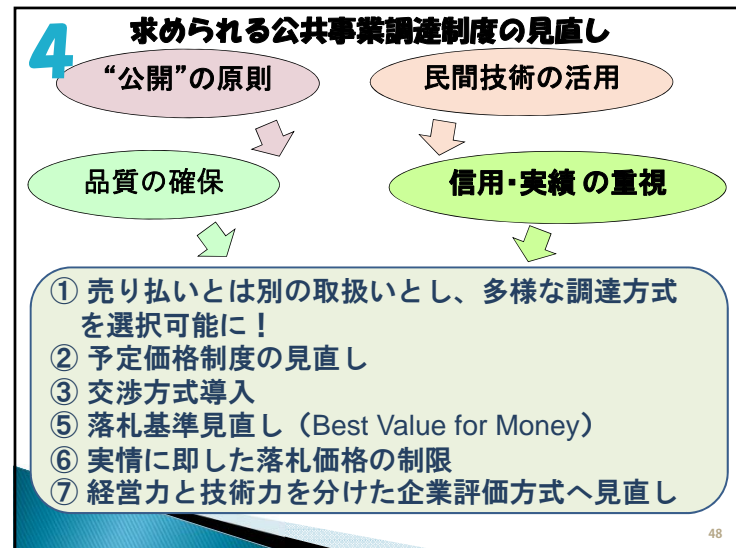
46

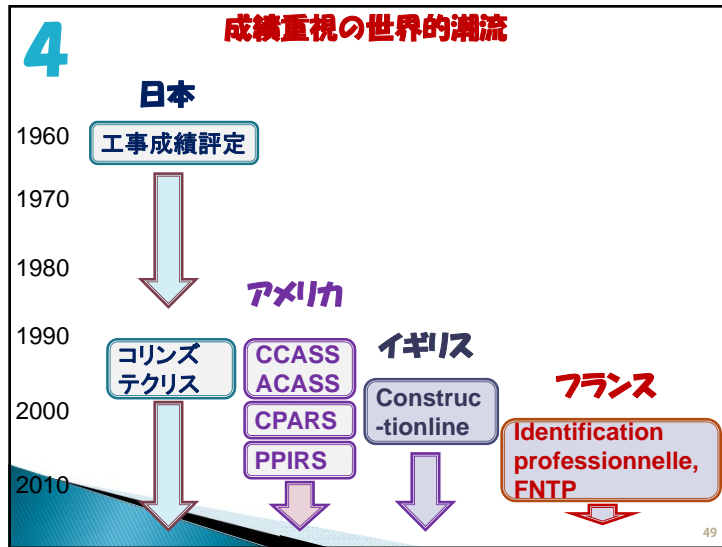
4 土木学会 公共事業改革プロジェクト小委員会

委員長 木下 誠也 (愛媛大学)
副委員長 小澤 一雅 (東京大学)

委員 芦田 義則 (国土技術研究センター) ~2011年4月
大上 和典 (国土技術政策総合研究所) ~2011年3月
加藤 和彦 (清水建設)
金銅 将史 (国土技術政策総合研究所) ~2011年3月
三百田敏夫 (オリエンタルコンサルタンツ)
田村 哲 (長大)
中牟田 亮 (日本工営)
早川 裕史 (長大)
林 幸伸 (日本工営)
松本 直也 (建設経済研究所)
森 望 (国土技術政策総合研究所)
安谷 覚 (国土技術政策総合研究所) ~2011年6月
横田 芳治 (国土技術研究センター)
吉田 純土 (国土技術政策総合研究所) 2011年7月~

47





4 公共事業調達法の提案

<目的>

透明性のある手続きのもとに競争性と公正さを尊重しつつ、その履行にあたって品質、経済性、効率性及び適時性を確保することによって、社会基盤の適正な整備及び管理、建設技術の発展ならびにサービスを担う建設コンサルタント、測量業、地質調査業等及び工事を請け負う建設業等の健全な発達を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する

50

4

<適用の範囲>

国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共事業に係る工事、サービス及び物品の入札及び契約

51

4 (a)受注者選定手続き

- ① 一般競争入札
- ② 指名競争入札
 - a) 公募型
 - b) 非公募型
- ③ 交渉方式(技術競争、随意契約を含む)
- ④ 競争的対話方式

工事については、原則として一般競争入札又は公募型指名競争入札。高度の技術を要するデザインビルド等については競争的対話方式。
サービスについては、建設コンサルタント業務は原則として交渉方式。

52

4 (b)落札基準

一般競争入札、指名競争入札及び競争的対話方式においては、

- ① 最低価格入札
- ② 経済的に最も有利な入札(原則)

工事については、小規模で技術的難易度の低いものその他特別な場合、

サービスについては、単純で定型的な業務その他特別な場合、

物品については、契約時点で目的物が存在し製品の評価がメンテナンスを含め市場において既になされている場合

その他特別な場合については ①最低価格入札 とすることができる。

53

4 (c)異常な入札価格の取扱い

① 価格審査方式

発注者は**審査基準価格を設定し**、総合評価における最高評価値(又は価格競争における最低価格)の入札者の入札価格が**異常に高い又は低い金額の場合**は、これを審査し、その入札を**無効とすることができる**。また、**必要な場合は、交渉することができる**。

② 上限と下限の設定

発注者は、**契約価格の上限を設定することができる**。この場合は、さらに**契約価格の下限を設定することができる**。

54

4 (d)企業評価方式

(i) 契約履行のための資金調達力や長期的な経営上の安定性の観点からの企業の経営力

(ii) 契約内容を履行する際に必要な、これを良質・安全・確実に履行する能力を有するか、能力・経験の十分な技術者を有するかといった観点からの企業の技術力

の2つの点から評価する。

55

4 (e)発注者の体制

- ▶ 監督業務は、契約管理、検査等の業務に統合し、「買う」側としての発注者の立場を明確にする。
- ▶ 発注者は、原則として、十分な技術力を有する者を置かなければならない。

56

4 <既存の法令との関係>

会計法

地方自治法

に対し、公共事業の入札、契約に関する**特別法**として位置づける。

公共工事の入札契約適正化法

建設業法

公共工事の品質確保法

については、関係する事項について調整を図り整合させる。

57

4 土木学会 建設マネジメント委員会

公共事業改革プロジェクト小委員会 (2010-2011)

2011年8月 マネジメント手法確立と公共事業調達法の提案月



公共事業執行システム研究小委員会 (2012.8-)

1. 落札価格の制限（上限および下限）、中小・地元業者対策
2. 建設コンサルタント業務、デザインビルド等の発注方式
3. 発注者の役割（積算、監督・検査、支払い方式等）の見直しとマネジメント手法

58

ご静聴ありがとうございました



59